# 第 60 回伊勢市都市計画審議会
## 説明資料

令和２年６月 11 日


- 議案第１号　説明資料　…Ｐ１～Ｐ２
- 議案第２号　説明資料　…Ｐ３～Ｐ４
- 報告案件　　説明資料　…Ｐ５～Ｐ７

議案第１号
説明資料

## 議案第１号　会長及び副会長の選出について

令和２年６月１日をもって、伊勢市都市計画審議会委員の改選を実施しました。
その結果は１及び２のとおりです。

### １　委員の構成（議案書１ページ参照）

本審議会を構成する委員については、伊勢市都市計画審議会条例第３条第１項に基づき、市長が任命します。構成及び選任の方法は、以下のとおりです。（伊勢市都市計画審議会等選任要領第１に基づく）

〇学識経験のある者（８名以内）　　各団体の推薦による
〇市議会の議員（５名以内）　　市議会の推薦による
〇市の住民（５名以内）　　４月に実施した一般公募の結果による

### ２　委員の名簿（議案書１ページ参照）

任期：令和２年６月１日～令和４年５月 31 日

### ３　会長及び副会長の選出【議案第１号】（議案書２ページ及び議決書参照）

・伊勢市都市計画審議会条例第５条の規定により、会長及び副会長の選出を行います。
・伊勢都市計画審議会運営規程第２条第１項の規定により、選挙の方法は「無記名投票とする」となっていますが、同条第３号の規定により、「委員に異議のないときは、第１項の規定にかかわらず投票に代えて指名推薦の方法を用いることができる」と定められています。
・別紙議決書に記載の「議案第１号　会長及び副会長の選出について」において、指名推薦の方法を用いることについて、異議あり又は異議なしのどちらかに〇を付けてください。
・指名推薦の方法を用いることに異議のある方が１名でもありましたら、後日改めて無記名投票を実施させていただきます。
・指名推薦の方法を用いることに異議のない場合、指名推薦する委員の氏名を記入してください。
・参考に事務局から次のとおり提案させていただきます。

事務局案：　会長　　浅野　聡　委員
　　副会長　伊藤　良栄　委員

・事務局案に賛成される場合は、事務局案に賛成に〇をつけてください。

## ４　各委員会の指名について

以下の委員会については、伊勢市都市計画審議会運営規程第５条第２項の規定により「委員会は会長が指名する委員、市長が任命する臨時委員、専門委員の中から組織する」となっているため、会長就任後に改めて会長よりご指名いただく予定とし、後日メール等で報告させていただきます。

**会長が指名する都市計画審議会委員（※臨時委員については、市長が任命）**

〇伊勢市景観委員会・・・・・・・・・・・・３名（ほか臨時委員２名　計５名）
〇伊勢市内宮おはらい町地区景観委員会・・１名（ほか臨時委員７名　計８名）
〇伊勢市二見町茶屋地区景観委員会・・・・１名（ほか臨時委員６名　計７名）
〇伊勢市土地利用委員会・・・・・・・・・・４名（ほか臨時委員１名　計５名）
※市長が任命する臨時委員については、既に就任依頼済みです。

（委員会）
第５条　審議会は、条例第４条第１項及び第２項に規定する特別の事項若しくは専門の事項又は市長が要請する事項を調査審議するにあたって、審議会審議の予備機関、調査機関として、委員会を設けることができるものとする。
２　**委員会は、会長が指名する委員**、市長が任命する臨時委員、専門委員の中から組織する。
３　審議会は、必要なとき委員会に予備審議内容、調査内容を報告させ、調査審議するものとする。
４　会長は、前項の規定にかかわらず、委員会の所掌事務について市長の諮問があったときは、その調査審議を委員会に付託することができる。
５　前項の規定により委員会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
６　会長は、次の表の左欄に掲げる所掌事務について市長の諮問があったときは、その調査審議をそれぞれ同表の右欄に掲げる委員会に付託するものとし、委員会の議決をもって審議会の議決とする。

（伊勢市都市計画審議会運営規程　平成 24 年４月 12 日）

議案第２号
説明資料

**議案第２号**

## 伊勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する意見について

議案第２号（議案書３～４ページ）及び「伊勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は議案書別冊（議案第２号）をご覧ください。

・三重県では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の改定に先立ち、「都市計画基本方針」及び「圏域マスタープラン」を策定しています。今回改定する区域マスタープランは、これらの計画を踏まえて改定するもので、伊勢都市計画区域の方針となるものです。（下の「１.都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の位置づけ）参照）

・今回、３つの変革の観点から全体的な改定がなされているため、伊勢市都市マスタープラン全体構想などと比較しながらご確認いただき、ご意見いただければと存じます。（次ページ「２.改定のポイント」参照）

**＜議決書への記入について＞**

・別紙議決書に記載の「第２号議案　伊勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対する意見について」において、意見あり又は意見なしのどちらかに〇を付けてください。

・第２号議案の内容についてご意見がある場合は、別紙議決書の【意見】欄にご記入ください。

### １．都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の位置づけ

**三重県が策定**

**■三重県都市計画基本方針（平成 29 年３月策定）**

都市計画区域マスタープランの改定に先立ち、県全体においておおむね共通する都市づくりの方向を示したもの

基本方針を踏まえて都市計画区域マスタープランを改定します

**三重県が策定**

**■都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）**

**：議案書別冊（議案第２号）**

都市計画法第６条の２に規定に基づき、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的方針を定めるもの

**◇圏域マスタープラン（平成 30 年３月改定済）：第１章（P1～16）**

・　都市計画区域マスタープランに定めるべき項目のうち、「都市計画の目標」について、結びつきが強い複数の都市計画区域を一括し区域外も含めて「圏域」として設定し、他の項目に先立って示したもの。おおむね 20 年後の将来都市像を展望

・　北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州の５圏域について策定

**◇区域マスタープラン：第２章、第３章、土地利用構想図（P17～27）**

・　圏域マスタープランを踏まえ、各都市計画区域における
おおむね 10 年間の具体的な都市計画の方針を定めたもの。

・　県内 21 都市計画区域すべてにおいて改定予定
（都市計画区域の統合により、20 の都市計画区域となる予定）

**ご意見頂きたい内容**

市の都市マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即して定めることになります

**市が策定**

**□伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver.3.0（令和元年５月改定）**

都市計画法第 18 条の２に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるべきもの

## ２． 改定のポイント（議案書別冊（議案第２号）１ページ参照）

（１） 県の都市計画基本方針で示した３つの変革の観点を踏まえて、それぞれの方針が記載されています。

**①都市経営**

**②都市防災**

**③都市活力**

→ 特に②の観点から、災害リスクの高い場所での都市的土地利用の抑制等を基本的な考え方に加えています

（２） 圏域マスタープランに位置づけられた基本理念と新しく整理し直した拠点をもとに、特色ある集約型都市構造の形成をめざすこととしています。

## ３． 用語の解説

| ページ | 語句 | 内容 |
|---|---|---|
| P10 | SCU<br>［読み方］エスシーユー<br>(Staging Care Unit) | 広域搬送拠点臨時医療施設の略称。大規模災害が発生したときに、傷病者を被災地外の災害拠点病院などへ搬送する広域医療搬送を行うために設置される医療施設のこと。 |
| P19 | 水源涵養機能<br>［読み方］すいげんかんようきのう | 大雨が降った時の急激な増水を抑え（洪水緩和）、しばらく雨が降らなくても流出が絶えないようにする（水資源貯留）など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能のこと。より広い意味では、水質浄化を含む。 |
| P25 | MaaS<br>［読み方］マース<br>(Mobility as a Service) | バス、電車、タクシー、レンタカー、シェアサイクルなどあらゆる交通機関を対象として、情報通信技術を活用して結び付け、人々が効率よく、便利に使えるようにするシステムのこと。<br>実例として、目的地までの交通機関、所要時間や料金などの検索機能に追加して、予約や支払いまでがまとめてできる専用アプリが提供されている |

報告案件
説明資料

## 報告案件１　伊勢都市計画学校の変更案について

本市では、学校について、伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置計画に基づき、都市計画学校として現在 13 校を決定しており、今回の変更により、14 校目を追加しようというものです。（報告案件１～５ページ参照）

第 58 回都市計画審議会でご説明させていただいた内容から変更はありません。

### １　素案縦覧結果（報告案件６ページ参照）

伊勢都市計画学校の変更につきまして、次のとおり素案を縦覧しました。その結果、１件の意見申出書の提出がありました。

・素案縦覧期間　　令和２年２月 17 日（月）から令和２年３月２日（月）
・縦覧場所　　都市計画課、各総合支所生活福祉課
　　伊勢市立伊勢図書館、伊勢市立小俣図書館
　　（伊勢市ＨＰにも、期間中、素案を掲載）
・縦覧結果　　意見申出書　１件

### ２　公聴会の開催（報告案件６ページ参照）

意見申出書の提出を受け、変更素案についてご意見を聴取する公聴会を３月 16 日に開催いたしました。公述人は１名で傍聴人は０名でした。

公聴会にて公述されたご意見は、伊勢都市計画学校の理由書の記述内容についてのご質問で、５点でした。

### ３　意見申出書の要旨及び市の見解（報告案件６～10 ページ参照）

意見申出書の要旨及び市の見解については、６ページから 10 ページをご覧ください。市の見解につきましては、今後、本人に回答し、ホームページで公表する予定です。

### ４　スケジュール（報告案件 11 ページ参照）

| 内　容 | 時　期 |
|---|---|
| 第 58 回都市計画審議会　事前説明 | 令和２年１月 24 日 |
| 素案の縦覧 | 令和２年２月 17 日から３月２日 |
| 公聴会 | 令和２年３月 16 日 |
| 事前協議 | 令和２年６月２日 |
| 第 60 回都市計画審議会　案報告 | 令和２年６月 11 日 |
| 案の縦覧 | 令和２年７月１日から令和２年７月 15 日 |
| 第 61 回都市計画審議会　審議 | 令和２年８月４日 |
| 県協議 | 令和２年８月予定 |
| 変更告示 | 令和２年９月予定 |

## 報告案件２　伊勢都市計画用途地域の変更案について

当該区域は、第一種低層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 100%）のうち面積 8.6ha について、第一種中高層住居専用地域に変更します。（報告案件 12～16 ページ参照）

第 58 回都市計画審議会でご説明させていただいた内容から、文言の一部修正（１　三重県事前協議による文言の修正）以外は、変更はありません。

### １　三重県事前協議による文言の修正（報告案件 13 ページ参照）

（修正前）　　（修正後）

容積率　→建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合

建ぺい率→建築物の建築面積の敷地面積に対する割合

### ２　素案縦覧結果（報告案件 17 ページ参照）

伊勢都市計画用途地域の変更につきまして、次のとおり素案を縦覧しました。その結果、意見申出書の提出はございませんでした。

・素案縦覧期間　　令和２年２月 17 日（月）から令和２年３月２日（月）

・縦覧場所　　都市計画課、各総合支所生活福祉課
伊勢市立伊勢図書館、伊勢市立小俣図書館
（伊勢市ＨＰにも、期間中、素案を掲載）

・縦覧結果　　意見申出書　０件

### ３　スケジュール（報告案件 18 ページ参照）

| 内　容 | 時　期 |
|---|---|
| 第 58 回都市計画審議会　事前説明 | 令和２年１月 24 日 |
| 素案の縦覧 | 令和２年２月 17 日から３月２日 |
| 公聴会 | 開催せず |
| 事前協議 | 令和２年６月２日 |
| 第 60 回都市計画審議会　案報告 | 令和２年６月 11 日 |
| 案の縦覧 | 令和２年７月１日から令和２年７月 15 日 |
| 第 61 回都市計画審議会　審議 | 令和２年８月４日 |
| 県協議 | 令和２年８月予定 |
| 変更告示 | 令和２年９月予定 |

報告案件３　伊勢市景観計画及び土地利用に関する制度の運用状況等について

１　伊勢市景観計画の運用状況（19～22 ページ参照）

令和元年度における伊勢市景観計画の運用状況として、届出や委員会の開催について、資料のとおりでした。

２　土地利用に関する制度の運用状況（23 ページ参照）

令和元年度における土地利用に関する制度の運用状況として特定用途制限地域における市長の特例許可について、資料のとおりでした。

３　景観絵画コンクール・わがまち写真コンクールの実施（24 ページ参照）

景観の啓発として実施した、令和元年度に景観絵画コンクール及びわがまち写真コンクールの概要は資料のとおりでした。

今年度も実施を予定しており、本年で５回目となります。(25～28 ページ参照)